

甲骨文法

——陳夢家『殷虛卜辭綜述』第三章 文法（上）——

村 上 幸 造 譯

はじめに

陳夢家『殷虛卜辭綜述』は一九五六年に科學出版社より出版された。卜辭すなわち甲骨文に關しての初めての総合的な書物である。内容は二十章に分けられ、文字・文法をはじめとし、斷代、天文・地理、世系、農業、宗教等々に及んでいる。

甲骨文の文法に對する全體的な研究は、これより前に、胡光煒『甲骨文例』（中山大學一九二八年）、および管燮初『殷墟甲骨刻辭的語法研究』（中國科學院一九五三年）がある。陳夢家はこの他、楊樹達『積微居甲文說』（一九五四年）中の「甲文中之先置賓辭」と、唐蘭「卜辭時代の文學和卜辭文字」（『清華學報』一一—三、一九三六年）を參考書として擧げている。その後、文法上の個々の問題に對する研究は數多いが、文法全體を論じたものはあまり見られない。この點、陳夢家のこの書は、他の諸章とともに今でも甲骨研究の基礎としての價值を失わないと言えよう。

一九九二年春、木村秀海・末次信行・馬越靖史諸士とともに、分担

を決めて『殷虛卜辭綜述』の輪讀を始めた。「第三章 文法」は私の担当であつたが、本稿は上掲諸氏の示教を受けた共同作業の賜物である。ここに謝意を表する。

構成

第三章文法の構成は、原本では十二節に分かれている。その中で第二節（詞位の分析—名詞）から第十節（助動詞）までは、いわゆる品詞について論じているので、第二節から第十節までを第二節の中に組み込み、以下のように構成を變えることにする。

第一節 卜雨の辭

第二節 詞位の分析

一名詞 二單位詞 三代詞 四動詞 五狀詞 六數詞 七指詞

八關係詞

第三節 文型

第四節 結語

今回、第二節五の狀詞までを、「甲骨文法（上）」として發表する。

甲骨著錄簡表

甲骨の出典は原著に従い、略稱で示した。原著「第三章 文法」に引かれるものに限った。

- 〔甲〕 董作賓『殷虛文字甲編』
- 〔乙〕 董作賓『殷虛文字乙編』
- 〔河〕 孫海波『甲骨文錄』 河南博物院發掘所得
- 〔前〕 羅振玉『殷虛書契前編』
- 〔菁〕 羅振玉『殷虛書契菁華』
- 〔上〕〔下〕 羅振玉『殷虛書契後編』 2卷
- 〔續〕 羅振玉『殷虛書契續編』
- 〔鐵〕 劉鶚『鐵雲藏龜』
- 〔六〕 胡厚宣『甲骨六錄』（『商史論叢三集』所収）
- 〔天〕 唐蘭『天壤閣甲骨文存』
- 〔庫〕 方法斂『庫方二氏藏甲骨卜辭』
- 〔簠〕 王襄『簠室殷契徵文』
- 〔誠〕 孫海波『誠齋殷虛文字』
- 〔珠〕 金祖同『殷契遺珠』
- 〔粹〕 郭沫若『殷契粹篇』
- 〔別二二〕 郭沫若『卜辭通纂別錄之二』
- 〔林〕 林泰輔『龜甲獸骨文字』
- 〔金〕 方法斂『金璋所藏甲骨文字』
- 〔明〕 明義士『殷虛卜辭（初篇）』
- 〔明續〕 明義士『殷虛卜辭（續篇）』

- 〔坊間〕 胡厚宣『戰後南北所見甲骨錄』所収
- 〔拾〕 葉玉森『鐵雲藏龜拾遺』
- 〔佚〕 商承祚『殷契佚存』
- 〔侯〕 董作賓『侯家莊出土之甲骨文字』（『田野考古報告』第1冊）
- 〔燕〕 容庚・瞿潤縉『殷契卜辭』
- 〔戩〕 王國維『戩壽堂所藏殷虛文字』
- 〔善〕 劉體智『善齋舊藏』
- 〔鄴初〕 黃濬『鄴中片羽初集』
- 〔福〕 商承祚『福氏所藏甲骨文字』
- 〔綴〕 曾毅公『甲骨綴合編』
- 〔綴二〕 郭若愚『殷契拾綴第二編』
- 〔合〕 郭若愚・曾毅公・李學勤『殷虛文字綴合』

その他

甲骨文の字句や出典の明らかな誤りは正した。

短い譯注は本文中に「」で表した。（ ）は原注である。引用文の訓読または口語譯を「」で示した。甲骨文の字釋は陳夢家に従い、例文に訓讀を施し「」で示した。なお「？」記號は、疑問文であることを示す爲に陳夢家を加えたものである。

他者の解釋は、松丸道雄・高嶋謙一編『甲骨文字字釋綜覽』東京大學出版會、一九九四年『綜覽』と略す、于省吾主編『甲骨文字詁林』中華書局、一九九九年『詁林』と略す等を参照されたい。

第一節 卜雨の辭

卜辭は王室の占卜の文字であり、記載された内容が限られ、書式は定型化されていて、多くが問いかけと事後の結果である。しかしそこから殷代の文法の一斑を得ることができる。それは當時の言語の記録ではないが、當時の卜官はその當時の語法^{〔1〕}に基づいて文字を記したに違いないのであり、まだ後代のようにある文章を手本にするという氣風はなかった。それ故、卜辭から當時の語法の一斑を推し量ることができるのである。

甲骨の出土以後、學者たちは續々と個々の字を考釋したが、文法の研究に留意したのは少ない。以前からしばしば言われているように、文法を離れては正確に漢字を認識することはできず、また認識した漢字の正確性を検証しようがない。漢字と漢語の間、字形と字義との間を、文法を橋渡ししとして連結しなければならぬ。さもないならば、考釋した文字は言語を離れ、講釋した字形は語義を離れたものとなり、ただ個々の字を認識できるだけで、文を理解することはできない。

胡光煒が一九二八年に、『甲骨文例』^{〔2〕}を出版したのがこの分野での最初の試みである。この本は二部に分かれ、上巻の形式篇は卜辭の行や配置について述べているが、少なからぬ誤りがあり、後に董作賓が修正し補充した。文の體例の體系的研究は董氏が切り開いたのである。下巻の辭例篇は、卜辭に常用される二十個の虚字の用法について述べたもので、文法の範圍に及んでいる。述べている虚字はまだ簡略すぎ、また多くの誤りがある。しかし虚字から卜辭を理解しようとするのは

確かに一つの方法である。残念ながらその後、眞劍にここに力を注いだ人は少ない。

卜辭は中國語法史を研究するための最も早期の材料であり、ここから漢語語法發展の法則を研究することができる。しかし語法學の研究は中國では遅れて起こったので、この學問はヨーロッパ文法の枷を嵌められ、客觀的に漢語自身の中から言葉の法則を見つけ出すことが脱落している。現代語法と漢語語法史はどちらもまだ完全なものではなく、このため殷代の文法を分析しようとするのは當然困難なのである。以下に比較的理解しやすい卜辭をとり、一部の例を舉げて、殷代卜辭の語法の様相をすこしばかり説明しよう。

我々の語法と文法に對する見方は、組織を持った言語と文字（つまり言葉と文辭）を、物質的な建築物と見なすことである。その構造の形式を描寫し、この形式を構成する各分子が、ある形式の中で担っている役割、および分子間の關係を分析する。先に漢語・漢字・漢語語法の切り離せない關係に言及したが、漢字と漢語語法とは、音節・孤立的・分析的であるという漢語の條件下に産み出されたものである。このため漢字は終始その象形という基本形式を保持し、漢語の語彙は聲調の體系を保持し、漢語語法は語に形式變化がないという基礎の上に、以下のように發展した。

- (1) 單語と單語の組合せ、つまり多音節化。
- (2) 語氣を表す虚詞（語助詞ともいう）が重要な語法成分となる。
- (3) 語順の固定およびその語法上の重要性。

漢語の語順はかなり固定したものであり、多くのヨーロッパ文法に

存在した現象が、漢語語法には從來生じたことがなかった。

(1) 主語と動詞との関係は變化を伴わず、時間は説明するものなので、「我吃」「私が食べる」「他們吃」「彼らが食べる」「昨天吃」「昨日食べた」はみな同じ「吃」一字を用いる。

(2) 主語と賓語「目的語」との関係は變化を伴わないので、「我打他」「私が彼を殴る」「他打我」「彼が私を殴る」の代名詞は格によって變化することはない。

(3) 形容詞は一定の地位を占めていて、「紅花」「赤い花」は必ず一輪の赤い花であり、「風大」「風がっよい」は必ずしも繫辭を加えて「風是大的」「風は強いのだ」とする必要はない。

かえって漢語語法には特殊な問題があり、「一頂帽子」「帽子一頂」「一張紙」「紙一枚」のように數詞と名詞との間に必ず決まった單位詞あるいは量詞「助數詞」を用いなければならない。

このため、卜辭の文法を分析するには、語順という基本から研究しなければならず、つまりある語の文中での状況に注意することであり、これを「詞位」研究と稱している。『文心雕龍』章句篇に、「置言有位」「言を置くに位有り」「位言曰句」「言を位するを句と曰う」といい、「言」とは今の「詞」「單語・word」のことであり、書き記したものを「字」という。「言」つまり「詞」の語法上の性質はどれも、それ自體によって決定されるものではなく、また固定したものでもない。つまり、組立てられた文中における状況と位置によって決定されるのであり、同じ字が異なった文中で異なった位置に使われる。このため、ある一字の用法は固定したものではないが、文を組立てている語順には、求めること

のできる法則があり、若干の定まった法則に歸納することができる。ある字の品詞(例えば、「雨」は動詞、「衣」は名詞であるとか)を先に確定させてから文を分析するということはできず、まず文中からその字の位置とその役割とを見るべきである。例えば、「解衣衣我」「衣を解き我に衣す」は、「動詞・名詞・動詞・名詞」の組合せである。このため、「衣」は動詞あるいは名詞である、ということではできず、ただ「解衣」という構造において、それが動詞の後に置かれた名詞であり、「衣我」という構造においては、それが名詞の前に置かれた動詞である、と言えるだけである。象形字において、文字は事物の靜態を象るだけでなく、事物の動態も象っているので、「雨」は雨が降るといふ動作と、降る雨といふ物でもありうる。「衣服」が「衣」の本性であり、「着る」が「衣」の變性であるとは言えない。

卜辭の文法を理解しやすいように、試みにある一類の卜辭から検討を始めよう。いま晴雨を卜した一例を挙げる。『書』「𠄎は武丁時代の大きな牛の肩甲骨で表裏兩面に多くの卜辭が刻されているが、その中の同日に晴雨を卜した二條を引く。

(1) 庚子卜爭貞羽辛丑改〔庚子トして争貞ウ・羽辛丑に改れんか〕

(2) 貞羽辛丑不其改〔貞ウ・羽辛丑に其れ改れざるか〕

(3) 王固曰今夕其雨羽辛丑改〔王固(うらない)みて曰ク…今夕其れ雨ふらん、羽辛丑改れん〕

(4) 之夕允雨辛丑改〔之の夕、允に雨ふる、辛丑改る〕

(1)(2)ともに「命辭」で、(2)は「前辭」が省略されている。(3)は「占辭」、(4)は「驗辭」である。この骨は、庚子の日に、

丙子雨？ 不雨 『粹』681「丙子雨ふらんか。雨ふらず」

「允雨」「允不雨」と言っているのは、語氣を強めている。ここで注意しなければならぬことには、或る日にその晩の雨を占う場合には、「今夕」とし、驗辭を記すには多くが「之日」「之夕」としていることである。「之」字は甲骨では「止」と「一」とから成る。「今日」「今夕」とあれば、發話時のその日であり、「之日」「之夕」とあれば、後世の「是日」「是夕」というがごとく、發話時より前の「その日」「その晩」を指すので、「之」の意味は「是」「那」あるいは口語で過去を追述する「這」である。

以上の卜雨の命辭・占辭・驗辭中の「雨」を動詞と呼ぶ。卜辭の「不」は通常ある動作を否定し、「其」字は多くある動作の前に加えられ（小數の例外がある。例えば『粹』543「其一牛」）、「不其」もしばしばある動作の前に置かれる。

其亦雨？ 『續』4-14-6 「其れ亦た雨ふらんか」

貞不亦雨？ 『別二』東大13 「貞う亦た雨ふらざらんか」

辛巳雨、壬午亦雨 『前』3-19-3「辛巳雨ふらんか、壬午亦た雨ふらんか」

亦雨多雨 『庫』717（この順でよむかどうかはつきりしない）

「亦た雨ふらんか、雨多からんか」

この「亦」はふたたびの義の「又」あるいは口語の「我也是人」「私も人である」の「也」「同様に」に解すべきであり、『甲骨文例』下一九（二〇頁に詳しい）。「亦雨」は、「再び雨ふる」「又た雨ふる」の意である。卜辭中の「其」字は多く疑問の義に用いられ、西周以後の多く指示代詞に用いられるものとは異なる。「其雨」の辭は『詩』に二度見え、

鄘風・蝮蝮の、「崇朝其れ雨ふる」と、衛風・伯兮の、「其れ雨ふらん其れ雨ふらん」とあり、ともに衛の詩であるので、殷人の遺語である。『甲骨文例』下三頁にすでにこの説をいう。卜辭の「雨」は動詞に使うだけでなく、名詞にもなる。『詩經』にまたそれがあり、小雅・大田の、「雨を興さんと祈祈たり、我が公田に雨ふれ」とあり、前の「雨」字が名詞、後の「雨」字が動詞である。「雨」が名詞である場合、その前にしばしば動詞があり、しかもこの動詞に上述のごとく「不」「其」などの字が加えられ、動詞と名詞の間にまた状態を表す字を挿むことができる。次の各例は命辭で對貞しているものである。

不遘大雨 — 不遘小雨 『粹』997, 1002, 1004 康丁卜辭

「大雨に遘わざらんか□小雨に遘わざらんか」

其遘大雨 — 其遘小雨 『粹』807 「其れ大雨に遘わんか—其れ小雨に遘わんか」

遘わんか」

其遘大雨 — 不遘小雨 『粹』1006 「其れ大雨に遘わんか□小雨に遘

わらんか」

征雨⁽⁷⁾ — 不其征雨 『鐵』98-2⁷ 『前』3-20-3⁷ 『林』2-27-14

武丁卜辭「征⁽⁷⁾て雨ふるか—其れ征⁽⁷⁾いて雨ふらざらんか」

らんか」

不征雨 — 其征雨 『珠』154「征⁽³⁾いて雨ふらざらんか—其れ征⁽³⁾いて雨ふ

らんか」

不其雨征 『續』4-20-4 「其れ雨征かざらんか」

征多雨 『續』4-20-3 「征⁽⁷⁾いて雨多からんか」

不其孟雨 『林』2-11-3 「其れ孟⁽⁵⁾く雨ふらんか」

不亦孟雨 『粹』 795 「亦た孟く雨ふらざらんか」

亦孟雨 『續』 4165 「亦た孟く雨ふらんか」

其亦孟雨 — 不亦孟雨 『天』 194 『鐵』 1934 「其れ亦た孟く雨

ふらんか—亦た孟く雨ふらざらんか」

又雨 — 亾雨 『金』 638 「雨又らんか—雨亾からんか」

出從雨 — 亾其從雨 『前』 5332 「从きの雨出らんか—其れ從きの

雨亾からんか」

亾其大雨 『珠』 151 「其れ大雨亾からんか」

出來雨 『庫』 1222 「來る雨出らんか」

又大雨 — 亾大雨 『粹』 692 康丁卜辭 「大雨又らんか—大雨亾

からんか」

其又大雨 『粹』 763 「其れ大雨又らんか」

帝其令雨 — 帝不令雨 『乙』 1312 武丁卜辭

「帝其れ雨を令せんか—帝雨を令せざらんか」

帝其雨 — 帝不雨 『乙』 1070

「帝其れ雨ふらしめんか—帝雨ふらしめざらんか」

帝令雨 — 帝不其令雨 『乙』 4626+4628

「帝雨を令せんか—帝其れ雨を令せざらんか」⁽⁹⁾

帝令多雨 — 帝不其令多雨 『乙』 5329

「帝多雨を令せんか—帝其れ多雨を令せざらんか」

帝令多雨 『前』 3185 「帝多雨を令せんか」

以上の各例は「不」と「其」が「遘・徂・孟・又・令」の上に加えられるので、これらの字は名詞ではなく、動詞である。「亾」(＝無)と

「出」「又」(＝有)とは、對貞であり、「亾」自體が否定なので、さらに「不」を加えることはしていない。しかし、「其」を加えるにはみな「亾」の後に加えていることは特殊である。『乙』3431の「妣出子? 妣亡其子?」「妣に子出らんか。妣に其れ子亾からんか」も「有」「亡」の對貞であり、「其」字の位置も同じである。

動詞の「遘」「又」「亾」「令」の後、名詞の「雨」の前に、「大」「小」「多」等の字を挿むことができる。これらは雨の大小の形状を形容するものなので、「狀詞」と呼ぶことにする。

文中の名詞には二種ある。一種は通常、動詞の前にあり、動作の主體であって、主語あるいは主格である。もう一種は通常、動詞の後にあり、動作の目的物であって、賓語「賓語」あるいは受格・目的格である。漢語一般の語序は、「主—動—賓」であり、卜辭もそうである。主語を省いたもの、あるいは賓語のないものも、その順序は同じである。しかし、ある状況の下では、この順序もやはり顛倒することがあり、後に動詞を論じる時に詳しく分析する。

動詞と名詞には附加語があってもよい。知ってのごとく、卜辭のある字(例えば「雨」)は動詞であってもよく、名詞であってもいいが、必ずしもすべての字が名詞動詞兼用なのではない。附加語もまたそうであり、ある一つの字は動詞に附加することもでき、また名詞に附加することもでき、また別の附加語に附くこともできる。しかもその字が附加語として用いられる他に、また名詞・動詞等になり得るのである。

まず「大」字を例に挙げよう。前記の例の、動詞の後・賓語の前の

「大」は、名詞「雨」を形容するものであったが、また動詞の前に加えることができる。

王大令衆人曰 『前』 7:30-2 「王大いに衆人に令して曰く」

王勿大令 『林』 2:28-10 「王大いに令する勿し」

王大隻(獲)魚 『珠』 7:60 「王大いに魚を隻たり」

方其大出 『前』 1:46-4 「方其れ大いに出でん」

于兮大商(賞) 『粹』 12:97 「兮に于て大いに商す」

壬大啓 — 壬不大啓 『粹』 6:50

「王大いに啓れんか—壬大いに啓れざらんか」

名詞に加えた「大邑」「大牢」「大示」「大室」「大史」「大水」等々は、「大」字が名詞の前に加えられており、ふつうこれを形容詞と呼ぶ。つまり狀詞である。動詞に加えた「大」字は狀詞であるが、しかしまた動詞の後の狀詞もある。その例：

今夕其雨、疾？⁽¹²⁾ 『佚』 5:65 「今夕其れ雨ふり、疾からんか」

允雨、少 『前』 4:42-5、『續』 4:6-1、『粹』 8:16

「允に雨ふる、少なし」

之夕雨小、亦改 『明』 6:37 「之の夕雨小さし、亦た改れたり」

允雨、小 『拾』 7:14、『前』 4:42-5 「允に雨ふり、小さし」

吳雨自北、小⁽¹³⁾ 『乙』 60 「吳雨に南北自りす、小さし」

ある字はそれを動詞・名詞に附加でき、また独立して動詞に用いることもできる。その例、

黍年出足雨？ 『前』 4:40-1、『金』 3:73 「黍の年に足る雨出らんか」

帝令雨足年？ 『前』 4:40-1、『金』 3:73 「帝雨を令し、年に足らんか」

帝令雨弗其足年？ 『前』 1:50-1 「帝雨を令し其れ年に足ら弗らんか」

雨不足辰、凶？ 『珠』 4:54 「雨辰すに足らず、凶凶からんか」

雨不足辰、不佳年 『前』 7:30-1 「雨辰すに足らず、佳れ年ならず」

はじめの一例「足雨」は名詞であり、「足」は附加語である。後の四例の「足」は動詞であり、その主語は「雨」、賓語は「年」「辰」である。

卜辭の「令多雨」「征多雨」の「多雨」は動詞の後にあって賓語であり、「多」は名詞「雨」を形容するものである。しかし、附加語としての「多」には、もう一種の用法がある。

不其多雨？ 『佚』 3:49 「其れ多いには雨ふらざらんか」

征雨？ — 不多雨？ 『前』 3:18-6

「征いて雨ふらんか—多いには雨ふらざらんか」

不多雨？ 『續』 4:23-10 「多いに雨ふらざらんか」

今日多雨？ — 于□又雨？ 『庫』 17:11 「今日多いに雨ふらんか—□に雨又らんか」

今二月多雨？ 『天』 22 「今二月多いに雨ふらんか」

今一月多雨？ 『佚』 7:96 「今一月多いに雨ふらんか」

以上の簡略な卜雨諸辭の分析によって、語順の重要性和、その單語の性質や役割はその文中における移置あるいは周囲の状況によって決定されることが分かる。初めに語氣について述べたが、それは言語の性質からいって、言いたい事物や動作を言う他に、さらに話者の態度・思想・感情・願望を表現しようとするからである。漢語で語氣を表す方法には三つある。一は語順の配置、二は若干のいわゆる虚字の應用、三は語助詞である。卜辭には語助詞はないが、前二者を用いて、語

氣の變化を表すのに十分である。

第二節 詞位「語の位置」の分析

卜辭を構成する最も重要な二品詞は、事物本體と事物の動作を表すもの、つまり名詞と動詞である。しかし、事物の形態がどのようなのかとか、事物がどのような経過を経て進行し移動するのかを説明するためには、名詞と動詞につけ加えるいくつかの附加語がさらに必要である。附加語は名詞・動詞と同じく、その文中における移置と役割によって決まるものである。甲の文中で附加語であったものが、乙・丙の文中で名詞や動詞であってもよい。附加語は名詞に付け加わって事物の状態・多少・相關關係を説明し、動詞に付け加わって動作の限度や範圍などを説明する。文は簡単な場合には附加語がなくてもよいが、通常、名詞と動詞が必要である。

これに基づいて、卜辭の語の位置と品詞を次のように分類する。

名物位

一、名詞

二、單位詞〔今は量詞という〕

三、代詞 甲、人稱代詞 乙、指示代詞

動作位

四、動詞

形容位—名詞の附加

五、狀詞

六、數詞

七、指詞¹⁸⁾

その他の形容詞

關係位—名詞と動詞、また名詞と名詞との關係

八、關係詞 甲、連詞〔「接續詞」〕 乙、介詞〔「前置詞」〕

助動位—動詞の附加

九、助動詞

この九類それぞれについて以下に述べる。

一、名詞

名詞を二種、普通名詞と固有名詞¹⁹⁾とに大別する。普通名詞と固有名詞との區別は、「實」と「名」との區分である。この普通名詞は五類に分かれる…(1)物名、(2)期名、(3)場所、(4)身分、(5)集團。

「物名」の「人・馬・日・雨」などの字は、象形字であり、表す範圍はわりあい広く、例えば「馬」は、その性別・色・年齢・種類を問わず、一律に「馬」と呼ばれる。物名の「牝・鷄・河・室」などの字は、形声字であり、その形符が大分類であり、音符が小分類であって、表しているのは、ある一類のある一種の事物である。

「期名」はある時間を表すものであり、二種に分けられる。一種は、十二時間より長い期間を表し、例えば、「祀・歳・旬・月・日・夕」などの字で、その前に常に、過去・現在・未來を表す附加語を被せる。つまり、過去の「昔・之」、現在の「今・茲」、未來の「羽・來・生」である。もう一種は、十二時間より短い時間を表し、例えば、「朝・莫・

明・旦・兮・食・吳・昏」などであって、三時制を加える必要がない。卜辭中に記された事物は常に時間詞と関わっているので、動詞は時間性を持たなくても文の時制は確定している。上に挙げた二種の期名には、象形字の「莫・旦」などもあれば、假借字の「旬・歲」などもあり、形声字の「吳」もあれば、象形字から引伸した「年・月・夕・日」もあり、形声字から引伸した「祀」もある。「受年」「日又食」という文中の、「年」はみのり、「日」は太陽であり、「年」「日」は物を表す名詞である。

場所は、區域と方位を含む。區域には、「鄙・麓・邑・土・方」などの字があり、その前に方位性の「東・西・南・北」を付けてもよい。名詞の前に附加した「東・西・南・北」は附加詞であって、名詞ではない。名詞としての方位字が卜辭中に存在しており、例えば、「祭于東」「祭于西」「祭于北」(『續』1:526、『卜』245『珠』464)である。卜辭の介詞「于」の後は必ず名詞、つまり人名・地名・期名である。殷人の意識の中で、方向は実在しないものではなかった。卜辭では東西南北四方の「受年」を記しており、また東西南北四土の「受年」を記しているので、「四方」すなわち「四土」である。區域字は象形字の「土・邑」でもよく、形声字の「鄙・麓」でもよい。方位字は多くが假借字である。

身分は次のように分けられる。(1) 権力地位を表す「王・后・君・侯・田・白」など。(2) 職務を表す「尹・工・卜・史」など。(3) 親屬關係を表す「公・祖・妣・父・母・兄・弟」など。集団は、「族・白・衆」など、集合した人の群れを表す。

上述の名詞中の普通名詞は、漢字の分析的・孤立的・單音節という

三つの性質に符合する。名詞の中の固有名詞は、限定され固定したある個人・ある所・ある族・ある日を指している。それは單音節でもよく、複音節でもよい。複音節の固有名詞は、ただ一つの意味を表しているだけである。この意味單位は永遠に固定したのではなく、例えば武丁卜辭の「父乙」と文丁卜辭の「父乙」が指しているのは、同一人ではない。「甲午」は正月のある一日でもよく、三月のある一日でもよい。固有名詞は多くが象形字ではなく形声字か假借字である。というのは事物の固有名詞は代詞と同じく、象形しにくいからである。固有名詞は五組に分けられる。(1) 人名、(2) 女字、(3) 方族、(4) 地名、(5) 日。

人名はさらに個人名・廟名・神名に細別できる。個人名は、成湯の「成」や「湯」、王亥「王亥」「王恒」、武丁時代の「子漁」や「子」など、「卜冉」「侯虎」などである。一般に卜人の名はその官名「卜」が省かれ、「卜冉」は「冉」と稱される。「王亥」はまた「高祖亥」ともいう。廟名は十干を基礎とし、「祖甲」「大甲」の類である。神祇の名は「帝」「社」など。これらの名は後のそれぞれの章において詳しく述べる。女字と姓との區別は、なお確定しがたい。四例がある。(1) 「帚」の「帚好」「帚姁」等。「好」や「帚井」にも作る。(2) 「妣乙姪」(『乙』4677)。(3) 「母」。(4) 「妣丹」(『乙』4968)。これらはそれぞれある一人の女性を指しているが、(1) 類が最も多い。方族とは方國と邦族(あるいは部族)であり、兩者もまた區別できない。「羌」は一つの族であり、「羌方」は方國である。「羌人」の「羌」は族であり、「伐羌」という時の「羌」は「羌方」である。

地名は卜辭中に出現すること極めて多く、一般に水名は常に水偏の形聲字であり、山の名は比較的少ない。一般に單音節の地名は方位字をその前後に加えることができる。複音節の地名は比較的少ない。

日は十干と十二支で構成された六十個の組合せであり、各々が一日を表す。「六月甲子」は6月の内の甲子のその日であり、一箇月中に甲子という日が二度現れることはなく、その甲子の日は相對的に固定される。「甲子雨」は省いて「甲雨」とすることができ、**「子雨」とすることはできない。**なぜなら殷の制度で十日を一句とし、天干の一周を十日の一句として、一單位としてゐるからである。地支を時名としてゐるのが、わずかに二例ある。

甲子卜、今日亥不雨 『粹』784 [甲子に卜す、今日亥に雨ふらんか]
 王其田、以不雨 『庫』713 [王其れ田^註し、以て雨ふらんか]

この「亥」は天干ではなく、ある一日を表してはいない(なぜなら卜した日が甲子なので)、恐らく指しているのは時刻であろう。⁽²¹⁾

以上の五組の固有名詞は附加詞を加えることができるが、單独が基礎となっている。これらの固有名詞と上述の普通名詞は相對的關係にあるようである。

「普通名詞」	「固有名詞」	「その他」
物名		指示代詞
時期名	日	
場所	地名	
身分	人名	人稱代詞
集團	女字・方族	

普通名詞は原則上、數詞を加えることができる。「三牛」「十祀」「四方」「四兄」「五族」「三白」等。固有名詞と代詞には數詞を加えることができない。しかし一部の普通名詞と固有名詞には、不定量の多數を表す「多」字を加えることができる。

- (1) 身分 多祖、多妣、多父、多母……
 多后、多君、多田、多白、多垂……
 多尹、多工、多射、多簾、多臣、多辟臣……
 多犬、多羌、多馬、多馬羌……
 多方

名詞と名詞の結合には二種ある。

- (1) 同格 余・一人『金』124 今日・癸『粹』761 大邑・商『前』7-27-6 攸侯喜鄙・永『明續』786
 (2) 所有格 帚姪・子『前』1-25-3 今日・夕『庫』505・『甲』3083 攸侯喜・鄙『綴』189

この二種の用法は今もなお口語に存し、同格には、「我個人」「我陳々」「昨天初三」「きのう三日」「首都北京」等々がある。所有格には、「的」字を加えることができ、「老張的兒子」「張さんの息子」「今天的下午」「今日の午後」「北京西郊的清華園」などがあるが、この「的」は省いてよい。所有格と名詞の間に、「之」を加えた「之々之孫」の如きは春秋金文になって初めて出現した。

二 單位詞

單位詞とはいわゆる量詞である。卜辭にも少數の例があり、「貝

の單位詞が「朋」であり、「馬」と「車」の單位詞が「丙」、「鬯」の單位詞が「卣」、「斗」、「人」の單位詞が「人」等である。これらの例は數詞の後に見られる。卜辭で數を記した名詞には、その語順が二つある。

- (1) 名—數—單位 貝—朋、馬—丙、鬯—卣、人—人、羌—羌
- (2) 數—名 一牛、一人など

この二種の形式はどちらも今日の口語の「數—單位—名」、例えば「一張畫」「一枚の繪畫」と異なっている。西周金文は殷代と同様である。西周金文の「田—田」「牛—牛」は、卜辭の「人—人」「羌—羌」と同じく、數詞の前が名詞、數詞の後が單位詞であって、兩者の書き方が全く同じである。

「貝」の單位「朋」を、王國維は「五貝が一系、二系が一朋」と推測する(『觀堂集林』318)、すると、「十貝」が「朋」である。これは正しい、というのは殷の卣の銘文中に、「子光賞貝二朋、子曰貝佳廿」(「子光貝二朋を賞す、子貝佳れ廿と曰う」)(『三代吉金文存』13422・3)とあり、二朋が二十貝であるので、一朋が必ず十貝、ということになるからである。

車馬の單位の「丙」は、たぶん『詩經』の「乘」と同じであろう、ただし、何頭の馬が一乗なのかは未だ分からない。金文の馬の單位は「匹」であり、金文の「兩」字は二個の並んだ「丙」であるので、甲骨文の「丙」はおそらく單數であろう。

「卣」と「斗」はともに量器であり、『左傳』僖18の注に引く李巡は、「卣とは鬯の罇なり」といい、西周金文にも「鬯—卣」というのがある。

單位詞については、詳しくは後の「六、數詞」参照。

三代詞

甲 人稱代詞

卜辭の人稱代詞には以下の諸例がある。

甲戌卜王…余令角甬載朕事 『佚』15・『粹』1244 [甲戌卜し王の

余角甬に令して朕が事を載せしめん]

朕臣鳴 『乙』5405 [朕が臣鳴]

癸丑卜王曰貞……余一人亾禍 『金』124 [癸丑卜し王曰く貞う…余一

人禍亾からんか]

己亥卜王…余弗其子帚姪子 『前』1・25-3 [己亥卜し王の、余其れ帚

姪の子を子とせざらんか]

乙酉卜王貞、余辛朕考工征我莫 『前』4・46-1 [乙酉卜し王貞う、余

朕が考工を辛め我が莫を征けんか]

貞若茲陟帝、余利朕御史不句 『侯』11 [貞う、茲の若く帝に陟し、余

朕が御史を利用して句せざらんか]

甲午卜王貞……余從侯喜正人方……受余佑 『前』4・161+3276

[甲午卜し王貞う…余侯喜を從え人方を正し

…余に佑を受けんか]

……受余又 『乙』562 [余に又を受けんか]

□辰卜王貞、妣佳乍余禍 『下』30・5 [□辰卜し王貞う、妣佳れ余

に禍を乍さんか]

丁亥卜扶…余令曰方其至 『坊間』523 [丁亥卜し扶の、余令し曰

わん方其れ至らん」

我受年 『珠』 163,167,168・『粹』 869,871,873 「我年を受けん」

我伐馬方 『乙』 5408 「我馬方を伐たんか」

我入商 『粹』 1064 「我商に入らんか」

我入商、我叔御史 『珠』 114 「我れ商に入り、我れ御史に叔せんか」

我尹允伐昌方 『鐵』 259-2 「我が尹允に昌方を伐つ」

糸我羊 『前』 4-50-4 「我が羊に糸らんか」

乎省我田 『前』 5-26-1 「乎びて我が田を省せしめんか」

出于我祖 『粹』 878 「我が祖に出せんか」

邛方亦侵我西鄙田 『菁』 1 「邛方亦た我が西鄙の田を侵す」

出伐我自 『粹』 1152 「出でて我が自を伐たんか」

受我又 『前』 4-37-6 「我に又を受けんか」

帝不我奠 『燕』 785 「帝我を奠しめざらんか」

帝其奠我 『庫』 1811 「帝其れ我を奠しめんか」

降我奠 『佚』 764 「我に奠しみを降さんか」

曰…汝…：…女一人 『河』 607 「曰く、汝…女一人」

王曰…侯虎、敗女使、劓受 『前』 7-36-1 「侯虎女が使いを敗らん、劓し受けん」

王曰…侯虎、余其敗女使、受 『菁』 7 「侯虎余其れ女が使いを敗らん、受けん」

出、女其入乎従又司、女我克得二人 『甲』 3933 「出、女其れ入り乎びて又司を従え、女と我と克く二人を字えん」

王曰…侯虎往、余不束、其合氏乃使歸 『菁』 7 『前』 7-36-1 『金』

670 「王曰…侯虎往き、余は束せず、其れ合い氏りて女が使い歸らん」

乙卯卜賓貞曰氏乃邑 『燕』 173 「乙卯卜し賓貞う、曰く乃が邑に氏らんか」

乙卯卜賓貞曰氏乃邑

以上から、卜辭の一人稱に「我」「余」があり、所有格に「朕」があるのが知れる。「余」と「朕」は通常は王の自稱であって、この二つの代詞のある卜辭は通常（少数の例外もある）王みずから卜したものである。「余」は主格と目的格にはなれるが所有格にはなれず、「我」は主・目的・所有の三格を兼ねることができる。このように、「余」と「我」はともに一人稱の主格と目的格であり、「朕」「我」はともに一人稱の所有格であるが、その區別はどこにあるのか。「余」「朕」はともに時の王の自稱であるので、「朕」は「わが・われの」である。卜辭の「我受年」は「商受年」に當たり、「我」は集合の名詞であって、主格・目的格の「我」は「われわれ」である。卜辭の「受余又」と「受我又」とは異なり、前者は「王に佑を授く」、後者は「商に佑を授く」である。所有格の「我」は「われわれの」である。上に引いた『前』446-1の「余」「朕」「我」という三つの一人稱の區別は次のごとくである。

余 單數、一人稱、主格 他に目的格にもなれる

朕 單數、一人稱、所有格

我 複數、一人稱、所有格 他に主格・目的格の複數にもなれる

この現象は西周金文と似ているが、すべて同じというわけではない。一青銅器の中で「朕」「我」が併用されているものに、「叔向父禹毀」と「師詢毀」とがあり、「余」が主格と目的格、「朕」が所有格単数、「我」が所有格複数である。一青銅器の中で、所有格の「朕」「我」が併用され、主格・目的格の「余」「我」が併用されているのが、「毛公鼎」と「猷鐘」である。所有格の「朕」「我」は、単数・複数の別であり、主格・目的格の「余」「我」の區別は、「余」がただ単数だけに用いられるのに、「我」は単数・複数、主格・目的格すべてに用いられていることである。「大孟鼎」と「毛公鼎」で王は「我一人」「余一人」と自稱し、「余」と「我」が分かれず、しかもどちらも単数主格一人稱である。しかし西周金文の所有格一人稱は數の規定を遵守している。「父考祖妣」のことをいうには「朕」といい、「邦家國土」のことをいうには「我」という。すると「朕」は「わが」であり、「我」は「われらの」である。言い換えると、西周金文の所有格一人稱は、その所有される名詞により「朕」を使うか「我」を使うかが決まり、「朕位」「朕令」を「我」に換えることはできず、「我邦」「我家」を「朕」に換えることはできない。

卜辭の二人稱はその例がたいへん少ない。主格・目的格には「女」を用い、所有格には「乃」を用いる。『善』の「女」は「あなたの」なのか「あなたたちの」なのか決められない。二人稱はしばしば個人名の後に続く。これは西周金文・『尚書』と同じである。

卜辭の内容の限界から、三人稱が現れることがない。ただし「出」の用法に、名詞に替る役割がある。その例…

- 1 貞我受邛方又
 貞弗其受出又
 2 伐邛方、帝受我又
 3 貞伐邛方、受又
 4 我伐馬方、帝受我又
 5 余受邛方又
 6 伐印方、帝受我又
 7 伐印方、受出又
 1 から「出」が邛方を指し、2・3と7から「出」が帝を指すのが分る。
 4・5から「受我又」の「我」が「我伐馬方」の「我」であると分る。
 6・7から「帝受我又」「受出又」は、「帝の又を受ける」と分る。「受邛方又」「受馬方又」は、邛方と馬方を伐つて又（佑）を帝から受けるのである。『上』394に、「于大甲告邛方出。告邛于黄尹」「大甲に邛方の出づるを告ぐ。邛を黄尹に告ぐ」とある。後者は「邛方の出づるを黄尹に告ぐ」の省略であって、先の省略例を比較できる。

卜辭の再歸人稱代詞に、「自」がある。

夷王自正勿方
 『粹』112
 『夷王自正』
 『征』せんか

上に述べたように、卜辭の人稱代詞一人稱には、數の區別がある。主格・目的格の單数は「余」を用い、複数は「我」を用いる。所有格單数は「朕」を用い、複数は「我」を用いる。二人稱は西周金文と同じく、主格・目的格は單複を分けず、皆「女」を用い、所有格は「乃」を用いる。「出」はたぶん三人稱であって、『周書』の「厥」にあたり、西周金文の「罕」である。西周金文の主格・目的格一人稱の「余」「我」

には混用の傾向があるが、「余」はなお単数を表し、「我」は単複を兼ねている。しかし所有格の「朕」「我」がなお殷代の法則を守っていて、単数に「朕」、複数に「我」を用いる。一人稱所有格の単複はそれに続く名詞の内容と性質によって決まる。その名詞が個人や単独のものに属するならば「朕」、集団や公衆に属するならば「我」である。

卜辭の人稱代詞の特色には二つある。一つは格に關して、主・目的格と所有格の二類しかなく、主格と目的格は分かれていない。もう一つは數の觀念の存在である。

乙 指示代詞

卜辭の指示代詞には以下の諸例がある。

王占曰：乃茲亦中希若僂 『書』3 「王占みて曰く、乃茲亦また希中らんか、僂の若し」

若茲不雨、帝佳茲邑蚩不若 『卜通』別二中村大骨（第二の「茲」は指示詞）「茲の若く雨ふらず、帝佳れ茲の邑に蚩るに、若せざらんか」

日若茲晦、佳年禍 『前』5-17-5 「日茲の若く晦し、佳れ年禍あらんか」

我自茲佳若 『明續』228 「我茲自ら佳れ若せんか」

自母才茲征 『前』1-9-7 「自茲に才りて征く母れ」

……不才茲 『前』4-33-7 「…茲に才らず」

其遲于之、若 『前』5-30-1 「其れ之に遲るに、若せんか」

……于之、若 『明續』456 「之に…若せん」

佳之又遺 『卜』3-10 「佳れ之に遺わす又らんか」

王從于之、中涓 『鐵』82-1（『燕』201）「王之を從え、涓出らんか」

王夕入于之、不雨 『粹』697「王夕に之に入るに、雨ふらざらんか」

王祭于之、若、又正 『粹』542（335,1195,1197）「王之に祭るに、若せんか、正する又らんか」

其蔡才父甲、王受又 一 弜已奉于之、若 『粹』335 「其れ蔡りて父甲に才り、王又を受けんかー之を已り蔡らざるに、若せんか」

若せんか

大乙史、王郷于宥 一 弜郷于之、若 『粹』142 「大乙の史、王宥に郷（饗）せんかー之に郷せざるに、若せんか」

王宥に郷（饗）せんかー之に郷せざるに、若せんか

亞從于止、中涓 『卜』25-9「亞止に従い、涓出らんか」

卜辭では、「茲」は「茲」（茲）、「止」は「止」、「之」は「止」の下に「一」を加えて「𠄎」に作っているが、これらはみな西周金文と同じである。卜辭の「之」は、『粹』141・335の兩例から、その指しているのが人と所であることが分る。

「茲」は「此」であり、「若茲」は「如此」「かくのごとし」である。西周の『尚書』の例…

大誥 卜陳惟若茲 『卜陳惟れ茲の若し』

酒誥 予不惟若茲多誥 『予れ惟だ茲の若く多誥するのみならず』

多士 降若茲大喪 『茲の若き大喪を降す』

その「若茲」の用法はみな卜辭と同じである。『書』3の背文（『書』や

に、「乃若僂」があり、「若僂」や「若茲」の對のようであって、意味は「そのよう・あのよう」である。指示代詞「茲」の前にはいつも介詞の「若」「自」「才」「在」等が附く。

殷の制度では、一事を幾度か卜し、採用すべき卜には占辭の「吉」

をしばしば附け、また「茲用」「茲御」の語を附けており、採用しないものには、「茲不用」「茲毋用」の語を附けている。その例：

從孟？ 大吉 茲用 『甲』537「孟に従わんか。大吉。茲用いん」

大吉 茲用 不雨 『粹』710「大吉。茲用いん。雨ふらず」

辛未又于出日？ 茲不用。 『佚』86「辛未出日に又せんか。茲用いず」

己卯卜王 茲毋用 『甲』8688「己卯卜し王、茲用いる母れと」

茲夕又大雨？ 茲御 夕雨 『下』1813「茲の夕に大雨又らんか。

茲御す。夕に雨ふる」

王于于鷄、往來凶災？ 王占曰弘吉。茲御。獲乃八十又六 『佚』

547「王鷄に田するに、往來に災凶からんか。王占みて曰く、弘吉なり。

茲御す。乃八十又六を獲たり」

これらの「茲用」「茲不用」は、占辭の後ろ（『甲』537、『粹』710、『佚』

547）、命辭の後ろ（『佚』86、『下』1813）、前辭の後ろ（『甲』

8688）、驗辭の前（『粹』710、『下』1813、『佚』547）に置かれる。

この短い語句の詳例は、胡厚宣「釋茲用茲御」（中央研究院歷史語言

研究所集刊』8-4）を参照。

『鐵』82-1と『下』25-9との兩辭を比較して、「止」「之」の通用を

知ることができるが、後世も同様である。これらはみな介詞「于」の

後ろにある。西周金文の「史佚段」の「其于之朝夕監」「其れ之に于て朝

夕監みよ」と、『尚書』君奭の「肆其監於茲」「肆に其れ茲に監みよ」とが同

じなので、「于之」と「於茲」とは実は同義である。卜辭の「于止」「于

之」の後ろによく「若」字が続くので、「止若」を連ねて誤って人名

とする者がいる。『前』5-30-1に對貞の辭が有るのを参照すれば、「止

若」を人名に讀むことの誤りが分る。

西周金文の「今」と「昔」は、日時に附けられるが、日時に繫げずに独立して用いることもできる。このことは卜辭では「今」字のみ同様であるが、「昔」字はできない。これは後の「七、指詞」「連體修飾語となる指示代詞」に詳しい。

四 動詞

動詞は、事物がある時空内でまたある人物關係の下で移動したり變化したりすることを表す。移動や變化は事物自身のものでよく、例えば「雨」はみずから降ってくる。また動作主と目的物があるものでもよく、例えば「王伐土方」「王土方を伐つ」では、「王」が動作主で「伐」が動作、目的物が「土方」である。また動作の内容でもよく、例えば「告水入于上甲」「水の入るを上甲に告ぐ」では、「水入」という事柄を上甲に告げている。また事物の關係を述べてもよく、例えば「婦好出子」「婦好子出り」では、婦好が身ごもったことを言っている。これらの例から動詞は、事物の變動・變動の對象・事物と對象との關係等等を説明するのであると分る。それ故、同じく動詞であっても、その性質にはそれぞれ違いがある。

今試みに、Sで主語を、Vで動詞を、Oで賓語を、Pで介詞「前置詞」を表して、異なった文型を分析してみる。まず卜辭で構造が最も簡単な文を挙げると、以下の三類である。

王伐土方『續』3-9-1 S—V—O [王 土方を伐つ]

王出 『續』3-35-5 S—V [王 出つ]

立中 『續』47-1 V-O [中(立)中]

この三類はみな「S-V-O」という法則を守っている。「伐」と「立」は動詞であり、その及ぶ賓語は「土方」と「中」であるので、他動詞であり、この他動詞の後ろは賓語である。「出」と「今日雨」は、賓語を必要とせずして意味が充足しており、自動詞である。他動・自動を問わず、動詞は通常主語と賓語の間に挟まる。

卜辭の動詞は幾つかの字で成り立ってもよい。その例：

我弗其隻⁽²⁴⁾邛方 『粹』1091「我其れ邛方を隻」「=獲」て征ざらんか」

王往伐邛方 『續』1-36-5「王往きて邛方を伐たん」

往逐豕、隻 『甲』3339「往きて豕を逐い、隻たり」

畢⁽²⁵⁾往田、不來歸 『甲』3479「畢に往き田するに、來り歸らざらんか」

王往出 『乙』7774「王往き出」

卜辭の動詞とその賓語は、短い文でもよく、また賓語は一つとは限りない。その例：「例文中の□は句・フレーズの表示。以下同」

乎〔多臣伐邛方〕 『前』4-31-3「多臣を乎びて邛方を伐たしむ」

V-O (S-V-O)⁽²⁶⁾

乎〔伐邛方〕 『粹』1087「乎びて邛方を伐たしむ」

V-O (V-O)

〔日又戠〕其告于父丁 『粹』55「日に戠又るを其れ父丁に告げん」

O₁ (S-V-O) — V-P-O₂

于大甲告〔邛方出〕 『乙』29-4「大甲に邛方の出づるを告ぐ」

P-O₂—V-O₁ (S-V)

告〔水入〕于上甲 『粹』148「水の入るを上甲に告ぐ」

V-O₁ (S-V) — P-O₂

告〔邛方(出)〕于大甲 『續』14-6「邛方(の)出る(を)大甲に告ぐ」

V-O₁ (S-(V)) — P-O₂

侯告〔伐尸方〕 『粹』1187「侯尸方を伐つを告ぐ」

S-V-O (V-O)

以上の例は、「」の中が短文「句・フレーズ」を表している。「告」という動詞からそれが二個の賓語を持つことが分る、つまり告げた内容と告げた対象、また告げた事柄と告げられた人である。告げた内容とか事柄は、直接賓語であってO₁で表し、告げた対象とか告げられた人は、間接賓語であってO₂で表す。

賓語は通常すべて動詞の後ろに置かれるが、動詞の前に置かれるものもあり、上例中にO₁やO₂がまず動詞の前に置かれているのを見ることが出来る。

事や物はずねに直接賓語であり、人と鬼神は常に間接賓語であって、後者は常に介詞「于」をその前に加える。

卜辭中の動詞は數の上で名詞よりはるかに少なく、しかもこの限られた動詞の中で、祭祀に關するものが大きな部分を占める。今その三類を擧げる。

甲、賓類⁽²⁸⁾。例えば「王賓」(祖先廟名)。郭沫若は、羅振玉と王國維が「王賓」を名詞としていた誤りを正して、「賓」が動詞である(『乙通』39『粹』424)として、また『乙通』161と『乙』71の「王其賓」を例として擧げているのは、正しい。卜辭で先祖を賓祭するのは必ず、「王—賓—廟名—祭名」という形式であり、ただ『佚』872

の「王賓日」「弗賓日」が例外である。「王賓」類に属する卜辞は、賓語の順ではO₂(廟名)がO₁(祭名)に先んじ、しかもO₂の前の介詞「于」が省かれている。その例：

王賓小乙羽日 『林』1-13-5 「王小乙に羽日を賓す」

S-V-O₂-O₁ ⁽²⁾

王賓后且乙歲宰 『林』1-12-15 「王后且乙に宰を歳するを賓す」

S-V-O₂-O₁ (V-O)

乙、祭類。例えば、「羽日」「翌日」「荔日」等々の祭名もまた祭祀を表す動詞である。例：

羽日于父丁 『林』1-13-5 「父丁に羽日す」

V-P-O₂

羽大丁 『燕』20 「大丁に羽す」

V-O₂

これらにはO₁がない、つまり用いる牲がない。賓語の前の介詞は有ってもよいし省いてもよい。

丙、牲を用いる類。例えば「寮」は祭名であって牲を用いる方法と兼ねており、「寮々牛」は寮祭の中で牛何頭かを燔くことであり、これと「卯々牛」の「卯々」とは異なる。なぜなら「卯」はただ牲を用いる方法を表すだけの動詞だからである。牲を用いる祭りの動詞は、しばしばその牲を直接賓語としている。その例：

寮于王亥九牛 『金』624 「王亥に九牛を燔げんか」

V-P-O₂-O₁

出于且丁寮一羊 『續』1-21-6 「且丁にして一羊を寮するを出せんか」

V-P-O₂-O₁ (V-O) ⁽²⁾

又中丁二年 『粹』221 「中丁に二年を又せんか」

V-O₂-O₁

其又小丁甫羊 『粹』287 「其れ小丁に甫れ羊を又せんか」

V-O₂-P-O₁

王用四宰大乙 『粹』150 「王四宰を大乙に用いんか」

S-V-O₁-O₂

酈三家且乙 『續』1-13-3 「三家を且乙に酈せんか」

V-O₁-O₂

酈六豕于且乙 『續』1-13-3 「六豕を且乙に酈せんか」

V-O₁-P-O₂

上述の例はまた一つの變例を示している。(1)直接賓語の前に介詞があってもよい。(2)O₁はO₂の前でもよい。

以上の三類の祭祀に関する動詞の例は、みなやはり「V-O」の形式を守っていることを物語っている。しかし賓語の前置、つまり「O-V」の形式も卜辞中にやはり常に見られるものであり、以下にさらに祭祀に関する例を挙げる。

三且丁眾且丁酈 『佚』260 「三且丁眾び且丁に酈せんか」

O₂-V

河寮三牛 『粹』39 「河に三牛を寮せんか」

O₂-V-O₁

父己父戊歲王賓 『粹』311 「父己父戊に歳を王は賓せん」

O₂-O₁-S-V

寮于土宰 『續』115 [土に宰を寮せんか]

V-P-O₂-O₁

于夏寮牛六 『古史新證』⁽⁴³⁾ [夏に牛六を寮せんか]

P-O₂-V-O₁

且丁歲甬羊 『前』1-33-2 [且丁に甬羊を歲せんか]

O₂-V-P-O₁

三百羌用于丁 『續』2-16-3 [三百羌を丁に用いんか]

O₁-V-P-O₂

用三百羌于丁 『燕』245 [三百羌を丁に用いんか]

V-O₁-P-O₂

甬九牢彫大甲 『前』1-5-5 [甬れ九牢を大甲に彫せんか]

P-O₁-V-O₂

九壳于且辛 『林』1-12-17 [九壳を且辛に]

O₁-P-O₂

出于且辛八壳 『林』1-12-17 [且辛に八壳を出せんか]

V-P-O₂-O₁

以上の例から、間接賓語と直接賓語とを問わず、また介詞が附いている例と比べると、みな動詞の前に置くことができる。しかも同じ事柄を下しながら、前置してもしなくてもよいので、前置するかどうかは、重点を置いているのが何なのかに関わるのであって、もし間接賓語に問うのが重点であれば、それが動詞の前に移される。楊樹達「甲文中之先置賓辭」(『積微居甲文說』pp.61-62)は、四種の形式の前置された賓語を挙げており、ここにその文に引かれた例を

示す。

甲、帝不我奠

『鐵』35-3

[帝は我を奠美めざらんか]

乙、畫鹿禽

『粹』953

[畫にて鹿を禽えんか]

丙、甬多子族令從冬蜀叶王事

『下』38-1

[甬れ多子族に令して冬蜀に從わしめ王事に叶えしむ]

△令多子族從大侯眾冬蜀叶王事

『前』3-7-7+6-5-17 [多子族に令して大侯眾び冬蜀に從わしめ王事に叶えしむ]

勿佳洗馘從

『庫』1023

[佳れ洗馘に從う勿らんか]

△王勿從洗馘

『庫』1027

[王洗馘に從う勿らんか]

王甬洗馘從伐土方

『續』6-16-7

[王甬れ洗馘に從い土方を伐たんか]

△王從洗馘伐土方

『上』17-6

[王洗馘に從い土方を伐たんか]

丁、甬畫田

『馘』11-6

[甬れ畫に田せんか]

△王其田于畫、禽大豚

『甲』3639

[王其れ畫に田し、大豚を禽えんか]

上例の前に△を附けたものは、賓語が前置されていない。丙項は他動詞の後の直接賓語の前置であり、丁項は自動詞の後の間接賓語の前置である。卜辭にしばしば「甬」「佳」が賓語の前に置かれるが、その意味は「惟」と同じであると、楊樹達氏はみなしている。

先に述べたように、賓語の前置には必ずしも介詞「甬」「佳」は要らないと考えるので、これらの介詞があっても動詞より前に置かなくてもよく、この二つの介詞はまた決して楊氏と唐蘭(『天壤閣甲骨文存』30)のいうようにともに「惟」に通じるという譯ではない。卜辭中の二つには區別がある。「甬」は肯定であり、その否定が「勿佳」である。その例…

宙沚感従 — 勿佳沚感従

『珠』182 「宙れ沚感に從わんか—佳

れ沚感に從う勿らんか」

宙王往伐邛 — 勿佳王往伐邛

『前』431-3 「宙れ王往きて邛を伐

たんか—佳れ王往きた邛を伐つ勿らん

か」

勿佳土方正 『粹』1106 「佳れ土方を正する勿らんか」

王宙北美伐 『前』437-1 『善』5246 「王宙れ北美を伐たんか」

沚感每册、王従伐土方 『續』3-10-2 「沚感 册を每げ、王从いて土方

を伐つ」

第一・二例は同じ事柄を卜した正(肯定)と反(否定)であり、肯定には「宙」を用い、否定には「佳」を用いている。第一例は賓語の前置、第二例は賓語を前置していない。第三・四例は否定に「勿佳」を用い、肯定には「定」を用いており、どちらも前置賓語である。第五例はまた別の形式の前置である、つまり従節中の主語が、主節においては省略された賓語の前置賓語となっている。

甲項について、楊樹達氏は「文中に否定副詞があり賓語が前置される」ものといい、『詩經』召南・江有汜の「不我過」「我に過らず」と同じという。しかし、否定副詞を持つものすべてが賓語を前置できる譯ではなく、これら文中の賓語の前置には他の条件がある。言い換えると、二つの条件下で賓語が前置できるのである。つまり、一、否定副詞「不」が有る文中においてのみ、二、人稱代詞「我」が有る文中においてのみ。その例…

(1) 且辛沬我 — 且辛不我尅 『前』1-11-5 「且辛我に尅らんか—

且辛我に尅らんか」

父甲不我尅

『林』1-2-8 「父甲且辛我に尅らんか」

大甲其尅我

『河』272 「大甲其れ尅らんか」

(2) 帝其莫我

『庫』1811 「帝其れ我を莫しめんか」

帝不我莫

『燕』785 「帝我を莫しめんか」

(3) 下上若、受我又 — 下上弗若、不我其受又 『庫』1544+

1592

「下上若し、我に又(祐)を受けんか—下上若せずらんか、我に其れ又を受けざらんか」

上子受我又 — 上子不我其受又 『上』86 「上子我に又を受け

んか—上子我に其れ又を受けん

か」

伐邛方、帝受我又 『林』1-11-13 「邛方を伐つに、帝我に又を受けんか」

勿伐邛、帝不我其受又 『前』6-58-4 「邛を伐つ勿れ、帝我に其れ又

を受けざらんか」

以上の三項は、肯定の賓語は前置せず、否定は「不」「我」の条件を備えて賓語が前置される。今Dで否定詞を表すとすれば、前置賓語に二式がある。

S-D-O₂-V 『林』1-2-8

S-D-O₂-V-O₁ 『上』86

さらにこの二種の実例を挙げる。

(1) 我受年 『粹』871 「我れに年を受けん」

我不其受年 『粹』867 「我に其れ年を受けざらんか」

我不受年 『粹』 865 「我に年を受けざらんか」

(2) 我由賓爲 — 我勿爲賓「我れ由れ賓を爲さんか—我れ賓を爲す勿らんか」

我爲賓 — 勿爲賓 『明續』 15 「我れ賓を爲さんか—賓を爲す勿れ」

(1) の否定は「不」「我」を備えているが、その賓語を前置しておらず、(2) の肯定の「由賓」は前置賓語であり、その否定の否定詞は「勿」であるが、賓語を前置してはいない。

このような前置賓語は西周になって變化した。西周初期の金文「令毀」の「佳丁公報」「佳れ丁公に報いん」、「尚書」酒誥の「惟土物愛」「惟れ土物を愛さん」・無逸の「惟耽樂之從」「惟れ耽樂に之れ從わん」、これらはみな前置賓語である。卜辞の前置賓語で肯定には介詞「由」を用い、西周では「惟」を用いる。そして「無逸」で前置賓語と動詞との間に「之」字を加えているのは、とりわけ晩くなって出現した。

動詞を主語と動詞との関係でいえば、主語がその動詞の能動者であるならば「能動詞」であり、受動者であるならば「受動詞」である。動詞と賓語との関係でいえば、動詞に直接の目的物があれば他動詞であり、そうでないなら自動詞である。前述した前置賓語で「O₂—V」式に属するものは、賓語が動詞の前に置かれ、また主語がないならこのO₂には介詞が有っても無くてもよい。その介詞が無い時には、この前置されたO₂はまた主語と認めてもよく、その動詞は受動詞と認められる。このような形式に属するO₂はみな死んだ人物であり、それが自ら動けないのは頭かであるので、介詞を加えなくとも誤って主語とすることはない。卜辞には後世の「衛太子爲江充所敗」「衛太子江

充の敗る所と爲る」というような受動を表す文はなく、また後世のように施受の関係によって「授」「受」とを區別して二字とする(卜辞では一律に「受」)こともなく、また介詞を利用して受動を表すこともない。能動と受動の不區分は、西周金文でも同様で、例えば、「令」が「賜う」であり「賜わる」でもある。

卜辞の「雨」が動詞となる時、対象の目的物がないので自動詞である。しかし『詩』大田の、「雨我公田」「我が公田に雨ふらす」には、目的格があり、意味上は「自動」であっても文法上は「他動」である。卜辞の「下上若」「下上諾す」は、見たところ「若」が自動詞のようであるが、これも目的格を持ちうるのであって、「助動詞」の項目で詳しく述べる。また卜辞の「吉」字は文法上も意味上も、もともと全く動作がないが、これもまた他動詞として、例えば『佚』894の「王吉茲卜」「王茲の卜を吉とす」のように、用いることができる。

卜辞の「日」字には二種の用法がある。一つは一般動詞である。その例…

王其出日多尹、若 『乙』 867 「王其れ多尹に日^あ出るに、若せんか」
勿日之 『佚』 524 「之に日^あ勿れ」

「日」の義は、「く^にいう」であり、「王日」「王占日」の「日」は、「く^にという」である。もう一つは二つの名詞の間に挟まり同等の関係を表す。その例…

月一正日食麥 『下』 15 「月一正を食麥と日^あ」
兒先且日吹…雀子曰壹、壹弟日敗… 『庫』 1506、(『燕』 209 参照) 「兒の先且を吹と日^あ…雀の子を壹と日

こ、壹の弟を改と曰う」

帚妥子曰賣 『乙』4856 「帚妥の子を賣と曰う」

帚妥子亼若 — 帚妥子曰羅若 『粹』1240 「帚妥の子若せるひきか
— 帚妥の子の羅と曰うは、若せんか」

貞帝于東方曰析、風曰劼 『合』261 「貞う、東方を析と曰い、風を劼と
曰うに帝せんか」

かんか

(卯于東方析三牛三羊壳三) 『金』427 「東方析に三牛・三羊・壳三を卯

これはまた二つに分けられる。(甲)現代語の動詞「叫」(こ)という・

「とよぶ」。正月を「食麥」とこ、「雀」の子を「壹」といい、「帚妥」

の子を「賣」といい、繫詞の「是」(こである)に近い。(乙)繫詞から

發展して連詞「=接続詞」に近くなり、同格の關係を表すもので、例え

ば「帚妥子曰羅」は「若」の主語であり、「東方曰析」「風曰劼」は「帝」

の間接賓語であり、「帚妥の子」はつまり「羅」、「東方」すなわち「析」

である。「東方曰析」は『金』427では「東方析」となっており、動

詞「卯」の間接賓語となっていて、直接賓語は牛羊などである。

以上の「曰」字の用法は、西周金文と同じである。

他にまた動詞と名詞が同字である例がある。例えば武丁卜辞に：

余弗其子・帚姪子 『前』1253 「余は其れ帚姪の子を子とせざらんか」

勿飪な帚差子子 『前』416 「な差の子に飪して子とする勿らんか」

帚鼠冥、余子 『前』8123 「な鼠冥む、余子とせんか」

帚鼠冥、余弗其子 『艸初』405 「な鼠冥む、余其れ子とせざらんか」

前の二例は傍點を附けた「子」が動詞である。

五 狀詞(80)

ある文法家は漢語の文を二組に分ける。その一類は名詞文であって、

事物と事物との關係を説明し、例えば、「賸、小國也」「賸は小國なり」

である。もう一類は動詞文であって、事物の動作を説明し、例えば、「魚

躍」「魚躍る」である。名詞文の中から、事物の性質狀態を説明する形

容詞文、例えば、「柳緑」「柳は緑なり」を、さらに區別する。卜辭に最

も多いのは動詞文であり、名詞文はほとんど見られない。形容詞文も

極めて少なく、例えば、「允雨小」「允に雨ふること小きし」は形容詞文の

ようではあるが、「雨」は文中でやはり動詞の性質を帯びている。卜

辭の命辭は命辭の性質ゆえに、同じ事柄を卜する時には、一つは完全

な文であっても、その他はそれぞれ省略文となる。これらの省略文は

常に名詞であるが、ただ動詞を省略しているに過ぎない。命辭が問う

ているのは常に具體的なものであり、例えば「大雨有るか?」を問ひ、

「雨大なるか」を問う譯ではない。このことから、卜辭に名詞文と形

容詞文がないのは、卜辭自體の性質と形式に制約されていることが分

り、決して當時の口語にこの二種の文がなかったことを証明するに足

るものではない。

ここで述べる狀詞とは、名詞の前に直接に付きその名詞の狀態を形

容するものを指す。その例：

大 牛・子・宗・示・邑・室・雨 牢

小 牛・子・宗・示 室・雨・王・臣・宰

多 臣・公・白・尹・君・子・父・母・方

少 臣

白 牛・牝・牡・豕・馬・豚

黄・黒・幽(『粹』519・550、『N』7122)・匆・莫(『粹』651) 牛

赤 馬

新 鬯・宗・説・帚・體・壳

舊 宗 體 臣

終 日雨(『庫』664)・夕雨(『福』32)

狀詞はすべて名詞の前に近接し、もし數詞があれば、「三大牢」のように、必ず狀詞の前に置く。しかし『甲』903「大三牢」のように、極めて少數の例外がある。一つの名詞の前の附加語は一字とは限らない。その例。

我家舊老臣に也我 『前』415-4「我家の舊老臣に也に」

一 一 一 一 一 一 一

代名狀狀名否動代(賓語)

「舊」と「老」は名詞「臣」を形容している。この文中で、「我家」は第一名詞句であり、「舊老臣」は第二名詞句である。第一名詞句は第二名詞句を形容しており、この二つの名詞句は文全體の主語を構成している、大名詞句なのである。第一名詞句は第二名詞句を限定している、それは修飾格である。この大名詞は合わせて五つの字で成り立ち、「臣」が最も基本で、その前の四つの字はみなそれを形容し限定するものである。

上例から推して、(1) 單字の語がもし文中の基本的名詞(往々にして句の最後の一字)であるなら、この字より前の單字や句は、それ

を形容し限定するものであり、例えば「黍年」の「黍」とか「鬯姪子」の「鬯姪」は、名詞の「年」や「子」を形容あるいは限定するものである。(2) よく見られる句が文中で名詞であるならば、その前の單字あるいは句は、それを形容あるいは限定するものであり、例えば「小臣」はよく見られる名詞であり、「馬小臣」「多方小臣」(『粹』1152、1162)の「馬」「多方」は、「小臣」を形容するかあるいは限定するものである。

形容あるいは限定するものとしての附加語は必ず形容し限定する名詞の前に置かれ、この語序は顛倒することがない。限定者と被限定者(つまり形容語と名詞)は必ず修飾と被修飾の関係であり、同格ではない。卜辭に同格の名詞があるが、その語序は顛倒してかまわない。その例

大乙爽・妣丙 『上』112 妣丙・大乙爽 『甲』1642

攸侯喜鄙・永 『明續』786 義・伊侯留鄙 『綴1』132

大乙の配偶者(つまり爽せき)が妣丙であり、妣丙が大乙の配偶者なので前後入れ替えられる。攸侯の鄙ひが永であり、義が伊侯の鄙ひであって、どちらも同格であるので、先でも後でもよい。

「攸侯喜鄙・永」と「〜・曰」は同格名詞句であるが、「才攸侯喜・鄙」(『綴』189)は同格名詞句ではない。これは「攸侯喜」という固有名詞が基本名詞の「鄙」を限定している。「攸侯・喜」という固有名詞もまた同格名詞句である、というのは攸侯の名が喜で、喜が攸侯の個人名だからである。

「我多臣不辰」(『粹』1207⁽³²⁾)の文において、「我多臣」は主語となっ

ている名詞句である。「我」と「多臣」と分析でき、「多方小臣」と同じく同格ではない名詞句である。「我」はもともと所有格の代詞であり、この句においての役割は形容あるいは限定である。

「〜來羌」の文において、「來」は動詞である。「用望乘來羌」「望乘の來せし羌を用う」の文において、「用」は動詞であり、「望乘來」が「羌」を形容あるいは限定しており、意味は「望乘が寄越した羌を殺す」である。このような例が發展して「出來焯」「來たる焯出らん」の形式となり、「來焯」は動詞「出」(つまり有)の賓語である。動賓句が結合して「名詞句」となってからは、もともとの動詞が形容し限定する附加詞となっている。その例…

又于出日 『粹』598 [出づる日に又せんか]
 禾出及雨 『前』3293 [禾に及ぶ雨出らんか]
 亡至禍 『粹』1267 [至る禍亡らんか]

卜辭の「大吉」「弘吉」の「吉」は、みな形容詞であり、その前の「大」「弘」は「形容詞に附く形容詞、つまりいわゆる副詞である。

以上(七)終了

注

- (1) 「文法」と「語法」とが使い分けられている。「文法」とは書き言葉つまり文字言語の法則をい、「文例」「文の體例」ともいう。「語法」とは音声言語の法則をいう。
- (2) 一九二八年(民國一七)七月、中山大學『語言歷史學研究所考古叢書』の一、余永梁手寫石印本。一九三九年(民國二八)中央大學講義增訂本。
- (3) 「改」は「啓」。『詁林』2166 参照。

- (4) 占卜の卜辭はここに挙げた四つの部分で構成される。前辭は占卜の時間と貞人名を記す。命辭は占卜で問う内容。占辭はひび割れを見ての王による判断。驗辭は結果の記録である。この他に非占卜刻辭として記事刻辭等々がある。
- (5) 原文は「是定的肯定」と「否定的肯定」。「肯定」を確定と譯した。
- (6) 甲骨原字「𠄎」。「出かける・行き先に向う」意の假借。甲骨文では専ら指示代詞として假借される。『詁林』0803 参照。
- (7) 「𠄎」は『綜覽』0230、『詁林』2290 参照。「延」その他に釋す。訓…つづく。
- (8) 「孟」は甲骨原字「𠄎」。『綜覽』0852、『詁林』2653 参照。「𠄎」その他に釋す。『甲骨文字典』七五九頁に、「二、讀爲脩・綿長之意」とある。訓…ながし。
- (9) 「令雨」は「雨ふら令めん」とも讀めるが、陳夢家はこの「雨」を名詞とするのでかく訓讀した。
- (10) いわゆる「形容詞」である。現在では、特に専ら名詞を修飾するだけで述語にはならない一部の形容詞を「區別詞」とも呼ぶ。文法成分としての副詞的修飾語を意味する「狀語」とは概念がことなる。後の「五、狀詞」の項を参照。
- (11) 「兮」を陳夢家は時間名詞に取っている。地名の可能性もある。『綜覽』0594、『詁林』3324 参照。
- (12) 「疾雨」の例もある。末次信行『殷代氣象卜辭の研究』玄文社(一九九一年)四一〜四二頁参照。
- (13) 「辰」に同じ。ひるさがり。『綜覽』0809、『詁林』0240 参照。
- (14) 「辰」はここでは「農」の本字。「𠄎」「𠄎」に同じ。『綜覽』1703・0328、『詁林』1165・1168 参照。
- (15) 「𠄎」は「𠄎」の意。『綜覽』1534、『詁林』2481 参照。
- (16) 「其」「允」等々の副詞その他。
- (17) いわゆる語氣助詞。現代語の「呢」「嗎」等々。虚字の一種でもある。
- (18) 修飾語となる指示代詞と時間詞。
- (19) 原文は「通名」と「專名」。
- (20) 第十章 先公舊臣、第十一章 先王先妃妣、第十二章 廟號上、第十三章 廟號下等々。
- (21) 郭沫若『殷契粹編考釋』は、「案此當是甲申後四日丁亥所追契之辭、故僞今日亥」という。日付であり四日後の追刻とする。
- (22) 釋文に問題がある。陳夢家は「唯」を「佳廿」と釋している。「朋」については、『商周考古』五四頁、一七八頁、郭沫若『釋朋』(『甲骨文字研究』

五三頁) 参照。

- (23) 甲骨原字「𠄎」。「𠄎」の初文とし、「載」と讀んだ。『綜覽』3196、『詁林』0729 参照。
- (24) 『殷虛書契前編集釋』は、「余辛朕艱工征我北」と釋す。「辛」は『綜覽』0284 参照。「莫」は「難」に釋す。『綜覽』1613、『詁林』0234 参照。
- (25) 意義不明。このように訓讀しておく。「陟」は祭名。
- (26) 動詞に讀んでおく。『綜覽』1011、『詁林』0009 参照。
- (27) 陳夢家は祭名とする。『殷墟卜辭綜述』五三七頁。『綜覽』1613、『詁林』0735 参照。
- (28) 屈万里『殷虛文字甲編考釋』は、「女上殘文、未能辨識。『綜述』隸定作出、非是。似是人名也。又司、卽有司；謂官吏也」という。「𠄎」は「𠄎」に釋す。『綜覽』0325、『詁林』0584 参照。
- (29) 「𠄎」の甲骨原字「𠄎」。「人方」「尸方」「夷方」等に釋す。『綜覽』1048、『詁林』0003 参照。
- (30) 甲骨原文「𠄎」。『雪』(すずく)の本字。『綜覽』1314 参照。
- (31) 「奉」は『綜覽』1259、『詁林』1533 参照。
- (32) 甲骨原字「𠄎」。『綜覽』0947、『詁林』2051 参照。
- (33) 原文は「賓詞」であるが、文法成分を表すので、「賓語」とした。「目的語」と同じ。
- (34) 「正」と同じく「征伐」の義。『綜覽』3289、『詁林』0823 参照。
- (35) 甲骨原字「𠄎」。『詁林』2825 参照。
- (36) 現在「兼語式」とされる文型。O₁がO₂のS(主語)を兼ねる文型である。
- (37) 「哉」は、島邦男『殷墟卜辭研究』p.270、『綜覽』1511、『詁林』2415 参照。
- (38) 「賓」は、島邦男『殷墟卜辭研究』142「王賓卜辭の祭儀」参照。また『詁林』2065 参照。
- (39) 次の例とともに「連動式」で解釋すべきであろう。その訓讀：「王小乙に賓して羽日す」「王后且乙を賓して宰を歳す」。
- (40) 先の例と同様に、「連動式」で解釋すべきであろう。その訓讀：「且丁に出して一羊を祭せんか。」「出」はここでは祭名。
- (41) 「𠄎」は「酒」にも釋す。『綜覽』1713、『詁林』2733 参照。
- (42) 甲骨原字「𠄎」。『綜覽』0702、『詁林』1094 参照。
- (43) もと清華大學講義ブリンナー(1925年)。他の論考とともにまとめられた『古史新證—王國維最後の講義』(清華大學1994年)がある。そのp.6に載り、「羅氏拓本」と注記がある。
- (44) 甲骨原字「𠄎」。『綜覽』0776、『詁林』2863 参照。

(45) 「洗」の甲骨原字は「𠄎」であり、「洗」字に釋される。方國名。『綜覽』1285、『詁林』0804 参照。「𠄎」の甲骨原字は「𠄎」。陳夢家はそのままの形で隸定している。『綜覽』4890、『詁林』2422・2472 参照。

(46) 甲骨原字は「𠄎」。「𠄎」に隸定する人もいる。『綜覽』1576、『詁林』1842 参照。

(47) 「能動」「受動」の原文はそれぞれ「主動」「被動」である。

(48) 「他動詞」「自動詞」の原文はそれぞれ「外動詞」「内動詞」である。

(49) 「𠄎」は、『綜覽』3430、『詁林』2152 参照。

(50) 第一節で述べたように、連體修飾語つまり定語(＝限定語)となる形容詞その他である。陳夢家は品詞と文の要素(語)の形で示される。主語・賓語・状語・定語などを區別していない。

(51) 「𠄎」は黎明の「黎」、訓は「くろ」。『綜覽』1134、『詁林』2625 参照。「莫」は注24 参照。

(52) 「不辰」の二字は、『甲骨文合集』21872では、未釋字+「見」と釋す。

(53) 「𠄎」は艱難の「艱」に釋し、「外敵の侵入」の義などとする。『綜覽』0996、『詁林』2811 参照。

(大阪工業大學客員教授・立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)

